

# 青森県報

号外第九十四号

平成二十七年  
十一月二日  
(月曜日)

## 目 次

### 訓 令

世界文化遺産登録推進室設置規程…………… (人事課) …… 一

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 二

### 告 示

文書記号の一部改正…………… (総務学事課) …… 二

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 二

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 三

## 訓 令

青森県訓令甲第十六号

世界文化遺産登録推進室設置規程を次のように定める。

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 世界文化遺産登録推進室設置規程

#### (設置)

第一条 企画政策部に世界文化遺産登録推進室(以下「推進室」という。)を置く。(所掌事務)

第二条 推進室は、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覽表に同条約第一条に規定する文化遺産が記載されることをいう。)に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。

#### (推進室の職等)

第三条 推進室に室長及び室長代理を置く。

2 室長は、上司の命を受け、推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、推進室の事務を整理することともに推進室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第四条 推進室に必要な総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 総括主幹は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 主幹専門員は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

9 その他の職員は、上司の命を受け、推進室の事務に従事する。(推進室の担当次長等)

第五条 企画政策部の次長のうち企画調整課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、推進室に係る事務を整理する。

2 企画政策部の報道監のうち推進室に係る事務を整理する次長の職にある者をもって充てられる報道監は、推進室の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県事務専決代決規程の一部改正)

2 青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「青い森鉄道対策室長」の下に、「世界文化遺産登録推進室長」を加え、同条第八号中「課長代理及び」を「課長代理、」に、「をいう」を「及び世界文化遺産登録推進室長代理をいう」に改める。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画政策部の部中

青い森鉄道対策班	青い森鉄道対策室長	を
青い森鉄道対策班	青い森鉄道対策室長	を
世界文化遺産登録推進班	世界文化遺産登録推進室長	に改める。

第三条青い森鉄道対策班の項の次に次のように加える。  
世界文化遺産登録推進班

一 他の班の実施事項の心援に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 告 示

青森県告示第七百七十一号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百七十二号(文書記号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表青い森鉄道対策室の項の次に次のように加える。

世界文化遺産登録推進班

訓 詳

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の四項を加える。

- 2 近代文学館にあつては、第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、別表第五に掲げる事務については、図書館の館長がその事務を専決する。
- 3 図書館（近代文学館を除く。）にあつては、第四条第二項及び第四条の二の規定にかかわらず、当分の間、別表第五及び別表第六に掲げる事務については、当該事務を担当する課長がその事務を専決する。
- 4 近代文学館にあつては、第四条の二の規定は、当分の間、適用しない。
- 5 図書館の館長が不在のときは、第十条の規定にかかわらず、当分の間、当該事務を担当する課長（近代文学館にあつては、あらかじめ教育長の承認を得て図書館の館長が指定する職員）がその事務を代決する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「本庁課長代理」を「本庁課長代理  
世界文化遺産登録推進室長代

理」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭